

平成29年7月25日

各 位

会 社 名	キャリアバンク株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 佐藤 良雄
コード番号	4 8 3 4 札幌証券取引所
問い合わせ先	取締役経理財務部長兼経営管理部担当 橋本 正太
電 話 番 号	0 1 1 - 2 5 1 - 3 3 7 3
( U R L	<a href="http://www.career-bank.co.jp/">http://www.career-bank.co.jp/</a> )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年8月29日開催予定の第30期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、平成29年5月29日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成29年8月29日開催予定の第30期定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。併せて、現行定款の一部を見直し、条文の整備及び字句の修正を行うとともに、規定の新設並びに削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成29年8月29日

定款変更の効力発生日（予定） 平成29年8月29日

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 10 条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 17 条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第 18 条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2.～3. [条文省略]</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">2. [条文省略]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 10 条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 17 条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第 18 条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2.～3. [現行どおり]</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">2. [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;"><u>3. 前 2 項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会はその決議により、取締役の中から、社長1名を置き、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第29条 [条文省略]</p>	<p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会はその決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>第27条 [現行どおり]</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等)  第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 [条文省略]</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u>  第32条～第42条 [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第6章 会計監査人  (会計監査人の設置)  第43条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第44条～第45条 [条文省略]</p> <p>(会計監査人の報酬等)  第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第47条～第50条 [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(取締役の報酬等)  第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>第29条 [現行どおり]</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u>  [削除]</p> <p>(<u>監査等委員会の設置</u>)  第30条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)  第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)  第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人  (会計監査人の設置)  第33条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第34条～第35条 [現行どおり]</p> <p>(会計監査人の報酬等)  第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条 [現行どおり]</p> <p>附則  (<u>監査役の実任免除に関する経過措置</u>)  第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第30期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>本附則第1条及び第2条は、平成39年8月29日を以って削除する。</u></p>

以上